

農 整 第 233 号  
令 和 5 年 8 月 4 日

一般社団法人 富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部農村整備課長

### ウィークリースタンスの取組について

日頃から本県の農林水産行政の推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県内建設関係企業において、就業者の高齢化や担い手不足が進行するなか、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、技術者の確保・育成が重要な課題となっています。

また、平成31年4月1日施行された改正労働基準法では、罰則付きの時間外労働が規制され、建設業においては、施行から5年後（令和6年度）の適用となり、それまでの期間は受発注者がともに、環境づくりを行うことが必要となっています。

つきましては、受発注者間の労働環境の改善のため、ウィークリースタンスの取組について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、参考に送付いたします。

### 記

#### 1 対象業務

富山県農林水産部が発注するすべての工事、業務

#### 2 ウィークリースタンスの取組内容

- ・ マンデー・ノーピリオド（月曜日を依頼の期限日としない）
- ・ ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時に帰宅できるよう必要な対応を心がける）
- ・ フライデー・ノーリクエスト（金曜日に依頼しない）
- ・ ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング（昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない）
- ・ イブニング・ノーリクエスト（定時間際、定時後の依頼をしない）

なお、この取組は、受発注者間の業務を進める上での姿勢を示したものであり、現場条件や企業の方針等により曜日の変更等を行い実施してください。

また、災害発生時などの緊急対応については、上記の限りではなく、受発注者間の協議により、臨機に対応願います。

### 3 特別仕様書への明示例

発注者は、特別仕様書に次のとおり明示する。

#### 第〇〇条 ウィークリースタンスの取組について

1 建設企業の担い手確保や生産性向上のため、この工事（業務）は受発注者間の仕事の進め方として、下記のとおり、ウィークリースタンスの取組に努めることとする。

- (1) マンデー・ノーピリオド（月曜日を依頼の期限日としない）
- (2) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時に帰宅できるよう必要な対応を心がける）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日に依頼しない）
- (4) ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング（昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない）
- (5) イブニング・ノーリクエスト（定時間際、定時後の依頼をしない）

2 この取組は、受発注者間の業務を進める上での姿勢を示したものであり、現場条件や企業の方針等により曜日の変更等を行い実施するものとする。

3 災害発生時などの緊急対応については、上記の限りではなく、受発注者間の協議により、臨機に対応するものとする。

### 4 適用

令和5年8月15日以降の決裁に係る工事及び業務から適用する。

(事務担当)

農村整備課技術管理係